

# P T A 会則

このP T A会則は

卒業まで使用します

大切に保管して下さい

総会には必ずご持参ください

立川市立第八小学校P T A

令和6年4月 発行

# 立川市立第八小学校 PTA 会則

## 第一章 名称および所在地

第1条 本会は、立川市立第八小学校 PTA と称し、所在は、立川市立第八小学校内(東京都立川市幸町2-1-1)とする。

## 第二章 目的及び活動

第2条 本会は、保護者と教員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 本会はこの目的を達するために次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教員となるよう努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を指導する。
- 3 児童の生活環境をよくする。
- 4 公費による教育費を充実するよう努める。
- 5 社会教育に協力する。

## 第三章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針により活動する。

- 1 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は支持しない。
- 3 本会の役員の名で会本来の事業以外の活動を目的とする団体や事業にはいかなる関係ももってはならない。
- 4 本会または役員の名でいかなる選挙の候補者も推薦しない。
- 5 本会は学校人事、その他管理には干渉しない。
- 6 本会は他のいかなる団体の干渉も受けない。

## 第四章 事業

第5条 本会は、第二章の目的を達成するために、校外部・はちっ子部のうち、必要な役職を適宜置くことができ、年間事業計画を立て事業を行う。

## 第五章 会員及び経理

第6条 本会の会員資格、入会及び退会については以下の通りとする。

- 1 本会は、立川市立第八小学校保護者と教員を構成員とし、会員は所定の会費を納めるものとする。
- 2 本会へは会費の納入をもって入会したものとみなす。
- 3 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる他、退会届の提出、または、所定の退会手続きをもって本会を退会できる。

第7条 本会の経理は会費、その他の収益をもってあてる。

第8条 会費は月額200円とする。ただし事業計画に応じ、運営委員会の承認をもって変更できるものとする。

第9条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## 第六章 役員及び会計監査並びにその選出

第10条 本会に次の役員を置き、任期は一年とする。ただし再任は防げない。

- ・会長 1名（保護者）
- ・副会長 3名ないし8名（保護者2名ないし7名・教員1名）
- ・会計 3名ないし4名（保護者2名ないし3名・教員1名）
- ・庶務 4名ないし9名（保護者3名ないし8名・教員1名）

第11条 会計監査は当年度会計ないし前年度以前の会計より2名とし、その任期は一年とする。

第12条 役員立候補より選出する。選出方法は細則に定める。

第13条 役員及び会計監査に欠員ができたときは、運営委員会の指名によってこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第七章 役員の資格及び任務

第14条 本会の役員は会員でなければならない。

第15条 会長は本会を代表し、会の運営に責任を負う。

副会長は会長を助け不在の時はその職務を代行する。

第16条 庶務は一切の記録を作り、また委任された他の職務を行う。

第17条 会計は会のすべての金銭の収支を司り、これを正確に記帳し次年度定期総会に決算報告をする。会計監査の要求があった時は、いつでもこれを提示しなければならない。

第18条 会計監査は年2回以上会計を監査し、次年度総会に報告する。

第19条 本部役員にその地位にふさわしくない行為があったとき、任務が困難になったときは、運営委員会の決議により、解任することができる。

## 第八章 総会

第20条 総会は本会の最高決定機関である。

総会の議長は一般会員より選出する。

第21条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は原則として年度始めに開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の十分の一以上の要求があった時開催する。

開催の日時は運営委員会が決定する。

第22条 定期総会には事業及び決算報告をし、事業計画及び予算案を提出し承認を求める。

また運営委員会は規定により選出された新役員及び会計監査の紹介を行う。

第23条 総会の成立は委任状を含めて全会員の四分の一以上とする。

第24条 総会の議事は出席会員の過半数で決する。

## 第九章 運営委員会及び役員会

- 第25条 運営委員会は、本部役員（部長・副部長を含む）で構成し、会長は議長となる。運営委員会は総会に次ぐ決定機関である。
- 第26条 運営委員会の任務は、必要に応じ、総会承認された各部会の行事の変更並びに予算の補正を審議決定し、また総会決議に基づく各部会の具体的事業の承認を行う。また次年度予算案を編成し総会に提出する。必要に応じ特別委員会を設置することができる。特別委員会は任務終了と同時に解散する。
- 第27条 役員会は総会及び運営委員会の決議にもとづきこれを執行する。

## 第十章 部会

- 第28条 本会は会の目的を達成するために部会を設置する。部会は役員・各部の部員をもって構成しその任期は一年とする。
- 第29条 部会は総会で議決された事業計画によって事業を行う。但し必要な場合は運営委員会の承認を得れば計画を変更することができる。

## 第十一章 部会の任務及び構成

- 第30条 各部の任務は下記の通りとする。
- 1 校外部は児童相互の自主的集団生活を指導し、合わせて地域環境の整備と社会における児童の生活を向上させるよう努める。
  - 2 はちっ子部は、八小放課後子ども教室（通称 はちっ子くらぶ）の協力機関として、教室の運営を円滑に進められるよう努める。
- 第31条 各部会の構成は下記の通りとする。部会自体の活動に必要な規則は部会で設けるものとし、選出方法は細則に定める。
- 1 校外部は部長1名・副部長2名・部員25名程度と教員若干名をもって構成する。
  - 2 はちっ子部は部長1名・副部長3名ないし4名・部員25名程度と教員若干名をもって構成する。

## 第十二章 会則の改正

- 第32条 この会則は総会において出席会員の過半数の賛成がなければ改正することはできない。但し改正案は総会開催日の少なくとも一週間前に会員に知らせなければならない。

## 附 則

- 一、本会は下記の帳簿を備え付けていなければならない。
- 1 会 則 (永久保存)
  - 2 資産目録 (永久保存)

- 3 議事録 (十年保存)
- 4 出納簿 (十年保存)
- 二、本会の資産は確実な金融機関に預入する。
- 三、会則は平成七年四月二十七日より実施する。

## 細 則

第1条 慶弔は慶弔規定による。

### 第一章 慶弔規定

- イ、会員の慶事に対してはこれをおこなわない。教員に対しても、これと同様とする。
- ロ、会員並びに児童の不幸に対しては下記の表に従い弔意を表す。

会員（保護者、教員）	5,000 円
在校児童	5,000 円

- ハ、上記以外の特別な場合は、運営委員会で協議の上、慶弔等の意を表すことができる

### 第二章 改正

第2条 この細則は運営委員会の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

### 第三章 役員を選出方法

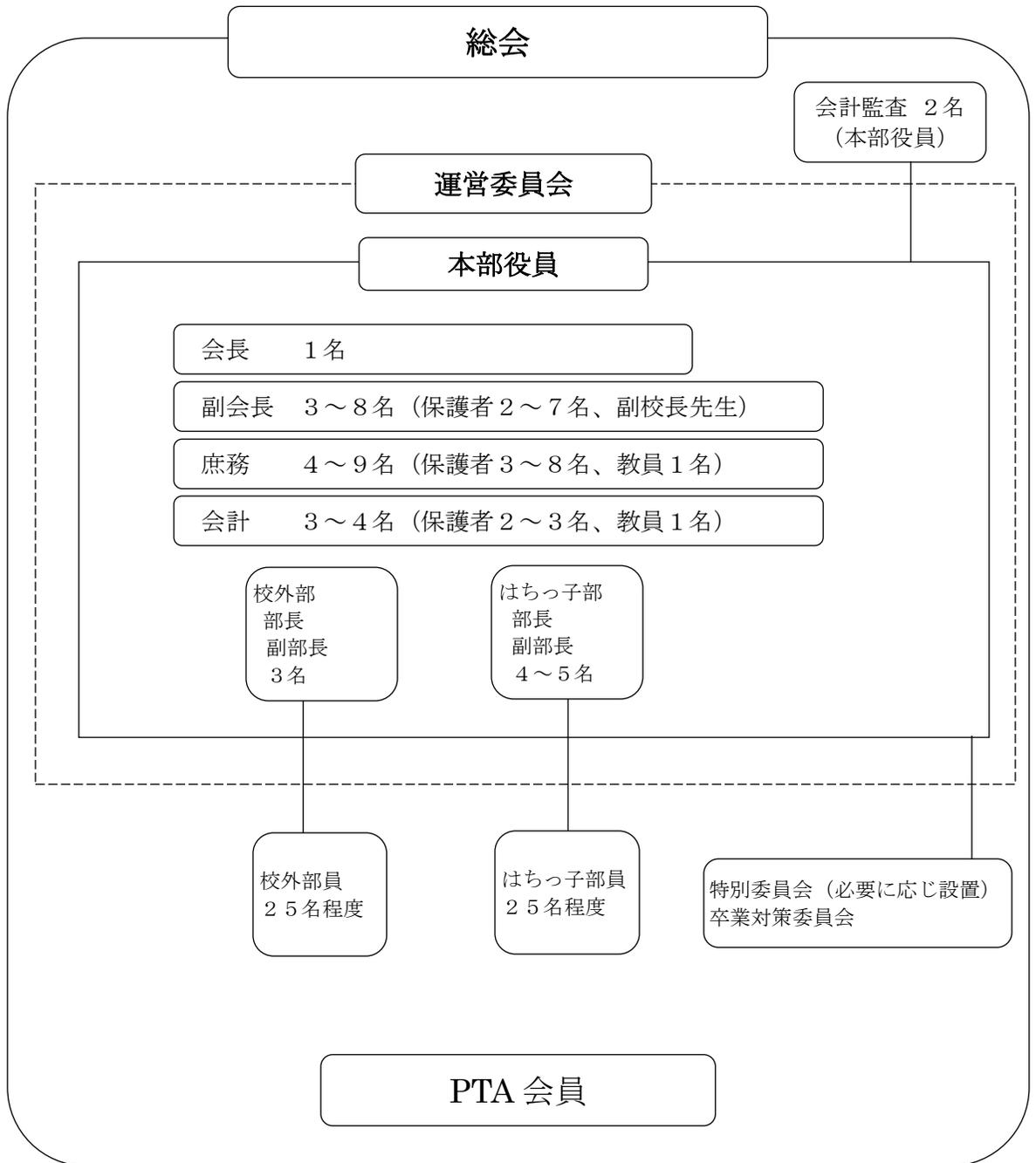
- 第3条
- 1 当年度の役員より選考を行うものを組織する。
  - 2 次年度役員候補者は、当年度選考が一年生から五年生までの会員中より選考する。候補者の選考方法は当年度選考が検討し運営委員会にて承認を得るものとする。
  - 3 次年度役員候補者の中に各部の部長・副部長を含むものとする。
  - 4 選考は三学期中に次年度役員候補者を招集する。
  - 5 選考により選出された次年度役員候補者は、運営委員会の承認をもって次年度役員として決定されるものとする。
  - 6 役員選出には免除制度を考慮する。

# 会則改正履歴

- H21年 4月 ・第六章第十条 役員及び会計監査並びにその選出  
副会長二名 ----> 副会長二名ないし四名  
庶務三名ないし四名 ----> 庶務 三名ないし八名
- H22年 4月 ・第六章第十条 役員及び会計監査並びにその選出  
副会長二名ないし四名 ----> 副会長二名ないし七名  
・附則一  
3 議事録 (二年保存) --> (十年保存)  
4 出納簿 (一年保存) --> (十年保存)  
5 会員名簿 (一年保存) --> 全文削除  
・細則第一条第一章内規  
十年以内に三年以上携わった --> 三年携わった  
・自転車免許委員会発足に伴う、改正  
第四章第五条、第九章第二十四条 --> 一部改正  
第十一章第二十九条 6 --> 全文追加  
第十一章第三十条 6 --> 全文追加
- H25年11月 ・第十一章 部会の任務及び構成  
第三十条 3 --> 全文改正
- H27年 5月 ・細則 第一条 第二章 教員の慶事 --> 会員と同じとする  
・細則 第一条 第一章 表彰規定 --> 追加文
- H28年 1月 ・第十一章第三十条 3 --> 一部改正
- H28年 2月 ・ボランティア制導入 --> PTA 組織図追加
- R 3年 4月 ・細則 第五章 6 --> 免除制 追加
- R 3年10月 ・「条」番号、人数、金額 --> アラビア数字表記へ変更  
・第一章第1条 --> 章題追加、一部改正  
・第五章第6条 1、2、3、4 --> 一部改正、追加  
・第五章第8条 --> 追加文  
・第六章第10条 --> 一部改正、表記方法変更  
・委員会の部への変更、及び、はちっ子部発足に伴う、改正  
第四章第5条、第九章第24条 --> 一部改正  
第十一章第29条、30条 5、6 --> 一部改正  
第十一章第29条、30条 7 --> 全文追加  
・部員人数の見直しに伴う、改正  
第十一章30条 --> 一部改正  
・細則 第五章第3条 --> 一部改正

- R 6年4月
- ・学級部、広報部、サークル部、選考部、自転車免許部廃止に伴う、改正  
第四章第5条 --> 一部改正
  - 第十一章第29条、30条→30条、31条 --> 一部改正
  - ・第五章第6条 --> 一部改正
  - ・第六章第11条、12条 --> 一部改正
  - ・第七章第19条 --> 全文追加
  - ・第19条を第20条とし、以下1条ずつ繰り下げ
  - ・第九章第24条を第25条とし改正 --> 一部改正
  - ・細則 第1条 --> 一部改正
  - ・細則 第一章 表彰規定 --> 全文削除
  - ・細則 第二章 見舞い規定 --> 全文削除
  - ・細則 第三章を第一章とし、以下二章ずつ繰り上げ
  - ・細則 第五章第3条→第三章第3条 --> 一部改正
  - ・ボランティア制廃止 --> PTA 組織図削除

# PTA 組織図



※ 各部の部長、副部長も本部役員とする。